

府子本第402号
令和3年3月26日

公益社団法人全国保育サービス協会
会長 草川 功 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関連した「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の令和3年度における取扱い等について

今般、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、特例措置を延長することとし、「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の実施について」（令和元年5月8日付け府子本第575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）の別添1「ベビーシッター派遣事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）について、下記のとおり取り扱うこととし、令和3年4月1日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、内容について御了知の上、承認事業主及び割引券等取扱事業者等への適切な周知をお願いする。

記

1. 特例措置の趣旨

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業（通常分）について、**新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所及び認定こども園等の臨時休業等が行われた際、保護者の休暇取得や放課後児童健全育成事業等の利用状況等も踏まえ、ベビーシッターを利用することが必要となり、これにより新たな費用の支出を余儀**

なくされた場合に、その支出を補うための措置（以下「特例措置」という。）を実施するものである。

2. 特例措置に係る取扱いについて

① 割引券について

令和3年度における割引券については、実施要綱第5中1（1）にかかわらず、通常分も含め本通知の別紙様式を用いること。

② 割引券の使用対象者について

特例措置に係る使用対象者については、実施要綱第5中1（2）の規定に加えて、個人で就業している者も対象とすること。

③ 割引券の申込限度枚数について

承認事業主が特例措置に係る割引券を利用する場合には、実施要綱第5中1（5）⑥に規定する申込限度枚数を適用しないこととすること。

なお、一度に申し込める枚数は、実施要綱第5の1（5）⑥に規定する枚数を上限とし、必要に応じて追加で申し込みを行うこととすること。

④ 割引券の使用条件について

実施要綱第5中1（6）に規定する枚数の取扱いは、1日（回）対象児童1人につき5枚、1家庭当たり1か月に120枚まで使用できることとすること。また、特例措置を受ける場合においては、1年間に使用できる枚数に上限を設けないこととすること。

なお、小学校等が臨時休業等となっていないにもかかわらず、対象者の判断で小学校等の休業等を行った場合には1.の趣旨を踏まえ、特例措置の対象とならないこととすること。

また、令和2年度に発行された割引券の使用期限は令和3年3月31日であることから、令和3年4月以降に発行された割引券との混同がないよう、対象者に対して注意喚起を行うこと。

⑤ 個人で就業している者の申込み方法について

個人で就業している者が、特例措置により割引券を利用しようとする場合には、割引券の発送業務等を実施団体から委託を受けている団体に対して発券の申し込みをするものとする。

なお、当該団体については、実施団体のホームページ等で公表することとする。

⑥ 割引券の使用手続きについて

対象者は、特例措置で使用する場合には、実施要綱第5中1(11)④イに加えて、割引券の裏面(本券及び報告用半券)の事由欄に特例措置によるベビーシッターの利用が必要となる事由(※)を記入し、当該事由を確認することができる資料を添付することとする。

なお、**事由欄に記載が無い場合又は記載された事由を確認することができる資料の添付がない場合には特例措置の適用は受けられない**ので、実施団体、承認事業主及び割引券取扱事業者においては、記載漏れ又は添付漏れに十分注意するよう、対象者に対して注意喚起を行うこと。

※事由欄には休校等になった日時及び学校等の名称を以下の記載例のとおり記載すること。

記載例) ○月○日 ○○小学校が休校のため

○月○日 ○○保育園より登園自粛要請が出されたため など

3. 承認事業主の留意事項

承認事業主は、特例措置の対象者に対し、特例措置の趣旨・内容を周知するとともに、その対象者の休暇取得や放課後児童健全育成事業等の利用状況等も踏まえ、特例措置の趣旨に沿った必要な枚数の割引券を交付すること。

4. 割引券等取扱事業者の留意事項

割引券等取扱事業者は、実施要綱第5中1(13)割引券等取扱事業者の事業運営上の留意事項を遵守するとともに、特例措置の対象者に対し、特例措置の趣旨・内容を周知するとともに、特例措置の対象者のみを対象とした利用料の引上げ等、理由のない利用料金の引上げを行わないこと。

5. その他

特例措置の実施に当たっては、2.の規定によるほか、実施要綱の定めるところによる。

以上